

防災・減災対策の推進や災害対策等を行う事業に緊急予算支援 【防災・減災対策等強化事業推進費】

防災・減災対策等強化事業推進費とは

近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算**です。

【予 算】 令和3年度 284億円（国費ベース）

【対象事業主体】 国（関係する所管独立行政法人を含む）、
地方公共団体、民間事業者

【配分時期】

区分	募集期間	配分時期（予定）
第1回	4月1日～5月10日	6月下旬
第2回	5月11日～7月30日	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

- ・本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
- ・要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては配分スケジュールの時期等が変更となる場合があります。

推進費の対象事業

一定の計画等[※]に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

国土交通省所管事業以外（他省庁の所管事業）にも配分が可能です。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）

※：「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画。

「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

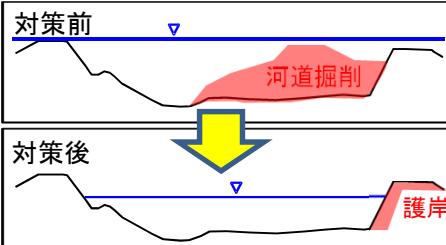
災害対策事業

① 災害復旧事業にあわせて公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。

② 地域は被災したもの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策



堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削、護岸工を実施。

③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策



災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れで通行止めが発生したため、推進費により法面対策を実施。

④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策



高潮による浸水被害の発生を受けた全国的な緊急点検の結果、背後に密集した住宅地や鉄道路線を抱えており、同様に高潮等により甚大な浸水被害が生じる恐れが判明したことから、堤防のかさあげ等の高潮対策を実施。

公共交通安全対策事業

① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策



※対策イメージ



道路遮断機
(冠水時閉鎖ゲート)



道路照明灯



道路情報提供装置



道路遮断機
(バルーン式
仮封鎖装置)

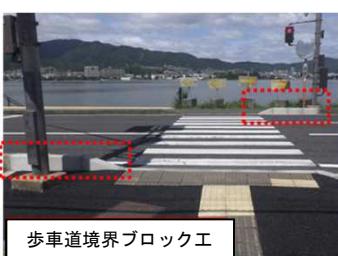
② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策



防護柵工



区画線工



歩車道境界ブロック工

アンダーパス部の冠水により、侵入した自動車が水没し運転手の死亡事故の発生を受けて、危険箇所に道路遮断機等を設置。

園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置。

事前防災対策事業

- ① 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策



前年度からの継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

- ② 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策



緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。

- ③ 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策



洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等の調査・検討結果に基づく住民説明による理解が得られたことから、推進費により災害ハザードエリアの安全対策を実施。



緊急輸送道路において、橋梁の詳細調査を実施した結果、ケーブル腐食が確認され落橋の恐れが判明したことから、推進費によりケーブル補強対策を実施。

※対象は事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られており、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- 社重点^{※1}の重点目標1^{※2}に係る指標の向上に資する事業。
- 社重点の重点目標3^{※3}に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業。
- 社重点の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業以外で、防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業^{※4}。
- 上記を満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業^{※5}。

※1:社会資本整備重点計画(第5次計画)令和3年5月28日閣議決定

※2:【重点目標1】防災・減災が主流となる社会の実現

※3:【重点目標3】持続可能で暮らしやすい地域社会の実現

※4:三大都市圏以外の地域に重点を置いて実施するものに限る。

※5:国土交通省所管以外の事業。

(ただし、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に具体的に位置づけられた事業で緊急性の高いものに限っては、国土交通省所管事業でも認められる。)

＜留意事項＞

(1) 要求における留意点

- 各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、要求の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があります。

(2) 対象事業の留意点

- 事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであることが必要です。
- 公共事業関係費のうち、「災害復旧事業」及び「事前防災対策事業①の交付金事業」は対象外です。
- 単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できません。
- 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には配分できません。

(3) 国庫補助率等は対象事業の規定に従います

- 国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は事業所管部局で定められた対象事業の規定に従います。推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

(4) 必要に応じ用地費等の要求も可能

- 対象事業において、測量設計費、用地費及補償費等の計上が可能であれば、本工事費とあわせて要求できます。

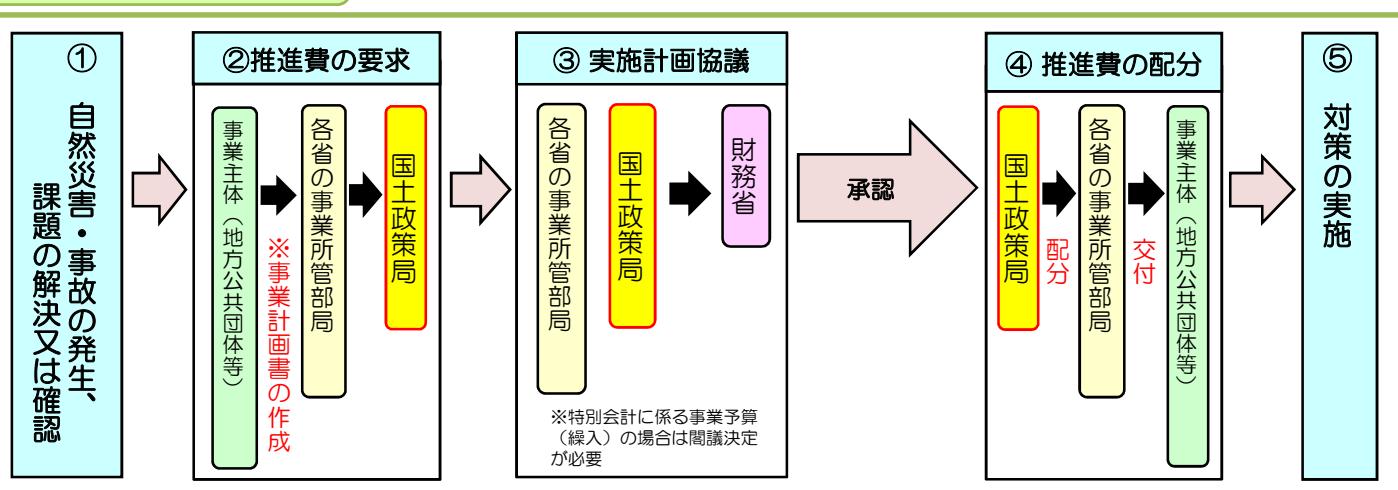
(5) 明許繰越は必要に応じ可能

- 年度内に完了することを原則としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかつたやむを得ない事情が発生した場合は、繰越制度の利用が可能です。

(6) 目的外への流用は不可

- 配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。また、当該事業においても要求時の目的外の工事へ流用はできません。

配分の流れ



○お問い合わせ窓口

国土交通省 國土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階
TEL : 03-5253-8360 (直通)

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム > 政策情報・分野別一覧 > 國土政策 > 防災・減災対策等強化事業推進費)

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html

《令和3年度6月版》